

副首都推進局共同設置規約の一部変更に関する協議について

副首都推進局共同設置規約の一部変更について次のとおり協議する。

副首都推進局共同設置規約の一部を改正する規約案

副首都推進局共同設置規約の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第4条 副首都推進局の所掌事務は、<u>次に掲げる事項</u>とする。</p> <p><u>(1) 副首都化に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項</u></p> <p><u>(2) 公立大学法人大阪に関する事項</u></p> <p>(職員の<u>給与及び通勤に係る費用弁償</u>の取扱い)</p> <p>第6条 副首都推進局の職員の<u>給与及び通勤に係る費用弁償</u>は、前条第1項の規定による選任時に当該職員が属する地方公共団体の<u>条例及び規則</u>の規定に基づき支給される額を、大阪市が支給する。</p> <p>(負担金)</p> <p>第7条 副首都推進局に関する<u>経費</u>（次条に規定する経費を除く。）は、府市が負担し、当該負担すべき額は、知事及び市長の協議により定める。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第4条 副首都推進局の所掌事務は、<u>副首都化に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項</u>とする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(職員の<u>給与</u>の取扱い)</p> <p>第6条 副首都推進局の職員の<u>給与</u>は、前条第1項の規定による選任時に当該職員が属する地方公共団体の<u>条例</u>の規定に基づき支給される額を、大阪市が支給する。</p> <p>(負担金)</p> <p>第7条 副首都推進局に関する<u>経費</u>は、府市が負担し、当該負担すべき額は、知事及び市長の協議により定める。</p>

<p>[ 2 ・ 3 略]</p> <p>(特定の事務に要する経費)</p> <p><u>第8条</u> 府市は、<u>公立大学法人大阪に関する事務に要する経費のうち府市がそれぞれ負担するものとして知事及び市長の協議により定めるものについては、大阪府の予算又は大阪市の予算に計上して支出しなければならない。</u></p> <p>(予算)</p> <p><u>第9条</u> <u>第7条第1項に規定する経費に関する予算は、大阪市の一般会計の歳入歳出予算に計上する。</u></p> <p>(決算報告)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、<u>第7条第1項に規定する経費に関する決算を大阪市会の認定に付したときは、当該決算を知事に報告しなければならない。</u></p> <p>(事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程)</p> <p><u>第11条</u> [略]</p> <p>(職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)</p> <p><u>第12条</u> 府市は、<u>副首都推進局の職員の給与、旅費及び費用弁償の額並びにその支給方法その他職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、相互に調整するように努めなければならない。</u></p> <p><u>第13条・第14条</u> [略]</p>	<p>[ 2 ・ 3 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(予算)</p> <p><u>第8条</u> <u>副首都推進局に関する予算は、大阪市の一般会計の歳入歳出予算に計上する。</u></p> <p>(決算報告)</p> <p><u>第9条</u> 市長は、<u>副首都推進局に関する決算を大阪市会の認定に付したときは、当該決算を知事に報告しなければならない。</u></p> <p>(事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程)</p> <p><u>第10条</u> [同左]</p> <p>(職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)</p> <p><u>第11条</u> 府市は、<u>副首都推進局の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法その他職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、相互に調整するように努めなければならない。</u></p> <p><u>第12条・第13条</u> [同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規約は、令和6年1月1日から施行する。

令和5年9月15日提出

大阪市長 横山 英 幸

#### 説 明

副首都推進局の所掌事務を改め、同局の職員の通勤に係る費用弁償の取扱いを定めるとともに、公立大学法人大阪に関する事務に要する経費の一部について本市及び大阪府がそれぞれの予算に計上して支出することとするため、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法（抄）

(協議会の設置)

第252条の2の2 省 略

2 省 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4-6 省 略

(機関等の共同設置)

第252条の7 省 略

2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の場合について、同条第4項の規定は第1項の場合について、それぞれ準用する。